泉佐野市プロモーションビデオ制作業務委託仕様書

本仕様書は、泉佐野市（以下「市」という）が実施するプロモーションビデオ制作業務委託について、委託業務の内容を示すとともに、受託事業者（以下「受注者」という）が遵守しなければならない仕様を示すものとする。

１　業務名

泉佐野市プロモーションビデオ制作業務委託

２　業務目的

現在の泉佐野市プロモーションビデオは、その作製から５年が経過している。

作製時がコロナ禍であったことから、「祭り」や「まちの賑わい」と言った部分が欠けていたことに加え、りんくうアイスパークをはじめとしたりんくうタウンにおけるコロナ禍後の変化など、現在の本市を取り巻く環境と大きな違いが生じている。

また、令和１０年４月に市制施行８０周年を迎えることを見据え、関西国際空港やりんくうタウン、自然や文化、多彩な特産品などの豊かな地域資源が多く存在する本市の魅力を、訴求力が高く且つ時流に合ったコンテンツ化を行うことで、国内外により広く発信し、関係人口や交流人口、定住人口の更なる増加につなげることを目的に、本市をＰＲするプロモーションビデオの制作業務を委託する。

３　委託期間

契約日から令和１０年3月３１日

本仕様書に定める内容を適正に履行しない等、受注者として不適当であると判断した場合、市は、本契約を契約期間に関わらず解除することがある。また、受注者に損害賠償を請求することがある。

４　委託業務内容等

（１）業務目的に沿った、本市の魅力を簡潔明瞭にＰＲするビデオの制作をする。

（２）プロポーザルでの企画提案に基づき本市と協議を行い、コンテを提出し、内容を決定する。

（３）受託者は、企画、スケジュール管理、構成立案、取材、動画の撮影、加工、編集、音楽・音声・テロップの挿入などの作業を行う。

（４）（３）の動画撮影については１年を通じて季節を意識した撮影を行い、法令順守の上でドローン撮影を採り入れるものとする。

（５）アスペクト比は16：9の動画とし、画質はフルHD以上（出来る限り４K）とする。
（６）受託者は、出演者、ロケ地の協力者等の肖像権、著作権等に関する調整を行う。
（７）（６）に係る出演料及び使用料等については委託料に含むものとする。
（８）動画は、3 分程度の全編版及び 15 秒～30 秒のダイジェスト版をそれぞれ 1 本以上制作するものとし、日本語版と英語版の２種類制作するものとする。
（９）本市ホームページや WEB 広告等での動画配信やデジタルサイネージなどの各種媒体での発信を基本に、イベント等での二次利用も可能なものとすること。
（１０）SNS（Instagram、YouTube、TikTok、X 等）の特性に合わせた画角（9：16 の縦型動画等）への最適化も提案に含めること。
（１１）動画の使用期間は、納品日から５年間とする。
（１２）完成までに、本市による内容確認及び修正指示等の機会を複数回設けることとする。
（１３）主要ロケ撮影やポストプロダクション作業については、本市職員が立ち会うものとすること。
（１４）上記のほか、本市の魅力発信のための、効果的な二次利用を提案すること。この場合における実施費用は今回の委託金額には含まれず、提案のみとする。

５　納品

（１）ブルーレイ 3 枚、DVD3 枚、その他デジタルサイネージや Instagram、YouTube、TikTok、X 等配信する媒体に適した形式のデータ
（２）業務遂行のために制作した文書等関連資料一式

６　本業務委託に要する経費

（１）委託料の上限額は、15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

７　著作権の帰属

この契約により作成される成果物及びその制作過程で創作されたすべての著作物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
（１）本件受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を泉佐野市に無償で譲渡するものとする。
（２）泉佐野市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定できる物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
（３）本件受託者は、泉佐野市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第

18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

８　その他

（１）受託者は、本使用書及び本委託契約に基づき泉佐野市市長公室政策推進課と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

（２）本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。

（３）受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、第三者に漏洩してはならない。委託業務終了後も同様とする。

（４）業務を遂行するうえで必要な資料等は、受託者において入手することとする。ただし、本市から提供可能な資料は無償で貸与する。

（５）受託者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

（６）受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

（７）納品後１年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、本市の要求に従い、速やかに無償で是正しなければならない。

（８）タレントの起用や音楽・ナレーション等を使用する場合は、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等、プロモーションビデオの使用に係る権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

（９）映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任と費用負担において解決するものとし、本市は責任を負わない。

（１０）この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとする。